報告事項 5

損害賠償請求事件等について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和2年3月25日

教 職 員 課

(1) 懲戒処分義務付け請求事件について

1 当事者

原告 教育委員会事務局 行政職員 被告 愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 県職員の不法行為の行為者を懲戒処分にしろ。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事件の概要

平成28年度当初から訴状提出日前日までに職場等により原告に対して行われた不法行為に関して、その行為者である県職員に対して懲戒処分にすることを求めるものである。

(2) 損害賠償請求事件について①

1 当事者

原告 教育委員会事務局 行政職員 被告 愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対して、金1億7千9百万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事件の概要

平成28年度当初から訴状提出日前日までに職場等により原告に対して行われた不法行為に関して、その加害者である県職員の当該不法行為及び県の安全配慮義務違反を理由として、金1億7千9百万円の損害賠償を求めている。

(3) 職名変更義務付け請求事件について

1 当事者

原告 教育委員会事務局 行政職員

被告 愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告の職名・主任を過去に遡り順次変更し、現在の職名を主幹に変更しる。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事件の概要

(1) 請求の原因

原告は平成19年度に主任になり、その後の昇任昇格がない一方で、原告より3年下に採用され、育児休業を取得し、原告とほぼ同条件である職員は、平成31年度現在課長補佐になっている。これは、あまりにも不公平な状況であり、給与などの差も大きくなっている。

(2) 主張の内容

原告が昇任昇格しないのは、過去に遡って正当な人事評価を得られておらず、上司が虚偽の報告を人事担当者に提出していたことが原因であることから、現在の職名を正当な評価が得られていた場合に相当する主幹に変更することを求めるものである。

(4) 戒告処分取消請求事件について

1 当事者

原告 教育委員会事務局 行政職員

被告 愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、平成29年10月12日付けの愛知県教育委員会による私の辞令・戒告処分を取消せ。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事件の概要

(1)事件の経過

原告は、平成28年度当時、他の職員に暴行を受けた等の事実とは異なる内容を、4回にわたり警察へ通報した。さらに、他の職員の臀部を蹴ったり、相手を追いかけ自身の肘を相手の左腕に打ち当てた。さらに、上司に反抗しデスクトレーで左肩を叩くなど不適切な行為をした。

県教育委員会は、当該不適切な行為につき、平成 29 年 10 月 12 日付けで戒告の懲戒 処分を行った。

(2) 主張の内容

原告は虚偽の内容申告等を理由として、戒告処分を受けたが、以下のとおり事実とは異なるため、原告に対する戒告処分の取消を求めるものである。

- ① 原告のした4回の110番通報は、事実とは異なる内容の通報はしておらず、一方的な加害者側(教育事務所の県職員等)の主張だけを採用している。原告に対する暴力行為が有ったが、加害者側と警察の癒着、情報漏洩により無かったこととされた。
- ② 市職員に対して臀部を蹴り相手を追いかけ肘を打ち当てたという事実はない。臀部を蹴ったことに関して、約2ヶ月後に初めて知らされ詳細に思い出せというのは無理がある。
- ③ 上司に反抗し、デスクトレーで相手の左肩を叩いたという事実はない。原告は当該 上司に襲われた被害者であり、加害者側と警察により、加害者として仕立て上げられ た。

(5) 損害賠償請求事件について②

1 当事者

原告 教育委員会事務局 行政職員 被告 愛知県、長久手市

2 請求の趣旨

- (1) 辞令、戒告処分の取消しの記者会見を原告同席で行い、マスコミに対して同記事の 掲載をするように要請しろ。
- (2) 現在の原告の職名を主幹に変更し、職名変更に伴う、給与、期末勤勉手当などの差額金 250 万円及び差額発生日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 原告に対する不法行為の損害賠償、使用者責任の損害賠償、原告の安全配慮義務違反の損害賠償として、金700万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事件の概要

原告は、①上司、人事担当者により、不当な人事評価を受けていたものであり、正当な評価が得られていた場合の職名に変更を求め、職名変更に伴う、給与や期末勤勉手当などの差額、不法行為による精神的苦痛、②原告が受けた戒告処分の理由となる事実はなく、当該処分により減額された給与や期末勤勉手当の差額、また原告の戒告処分に当たって、県教育委員会は記者会見をしており、原告の個人情報の漏洩発言等の行為により、原告の社会的名誉、信頼は棄損され多大なる損害を被ったことに対する精神的苦痛を理由として、金950万円の損害賠償を求めるものである。